

有機農業推進班だより

環境保全型農業直接支払交付金事業について

役場農政課 有機農業推進班 TEL(62)9113

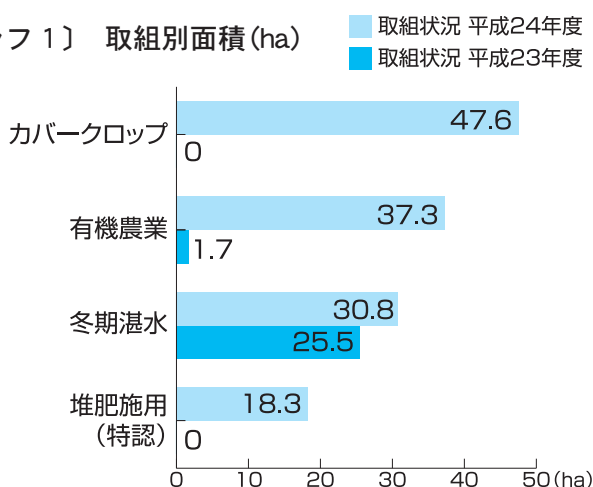
農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。平成23年度から5年間、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金事業」が始まりました。本村でも昨年から申請を受け付け、本年度は7月2日で受け付けを終了しました。今年の申請状況の概要をまとめましたので、お知らせします。

グラフ1では、取り組み面積を昨年と比較していますが、どの取り組みも面積が大きく伸びており、特に「カバークロップ」、「有機農業」の伸びが際立っています。交付額を比較しても、平成23年度は2,176,000円に対し、24年度の見込額は、10,171,399円と、約5倍の増額となっています。この事業は、化学肥料や農薬を、5割以上削減または不使用が条件です。

本村で取り組んでいる「環境保全農業」の推進の一つと位置づけていただき、今後も積極的な取り組みをお願いします。

- 用語説明
- ①「カバークロップ」 化学肥料、農薬の5割低減（県慣行レベル）の取組とカバークロップを組み合わせた取組（主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組）
 - ②「有機農業」 （化学肥料及び農薬を使用しない取組）
 - ③「冬期湛水」 化学肥料、農薬の5割低減（県慣行レベル）の取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組（2カ月間以上の冬期湛水）
 - ④「堆肥施用（特認）」 化学肥料、農薬の5割低減（県慣行レベル）の取組と堆肥施用の取組（特認取組）

〔グラフ1〕 取組別面積 (ha)



有機農業を知ろう！ 有機JAS規格について

「有機JASマーク」は、化学的に合成された肥料や農薬などの不使用を基準（規格）に生産された食品を表すマークです。この規格ができるまでは、「有機農産物」として販売できる統一された定義がなかったため、「有機」等の表示が氾濫し、消費者に混乱を招いていました。

平成12年、農水省が有機農産物と有機農産物加工食品の「JAS規格」を制定。認定された事業者のみが有機JASマークを貼付できるようになりました。ちなみに、県内では「熊本県有機農業研究会」が唯一の認定機関で、昨年、本村では3戸の方が米、野菜、しいたけの農林産物で認定されています。

村内には「JAS有機規格」の認定は受けずに、有機農業を実践されている農家が多数おられますが、まず前提に、消費者との信頼関係があるからなのです。

※全国農業新聞の記事を一部引用しました。



認定機関名

有機JASマーク

農業者の

皆さまへ

本村では、農業経営改善計画の目標達成に向け、積極的な取り組みを行う経営体の支援策として、さまざまな助成制度を設けています。また、今年度新たに「南阿蘇村担い手経営向上支援事業」を創設しました。資格取得のほか、パソコン講座、農業簿記研修など、民間研修機関等が開催する各種研修会への参加経費の補助として活用できます。

なお、担い手支援のための各種助成制度を活用する場合は、認定農業者となる必要があります。（一部必要としない場合もあります。）

認定農業者となるための手続き、各種助成制度、研修会等についてのお問い合わせ、ご要望等は、役場農政課までご連絡ください。

〈お問い合わせ〉

役場 農政課農政係

TEL (62) 9113